

～令和3年度の主な変更点～

1 対象職員の範囲を拡充しました

従前は学校等の卒業から5年未満の職員のみが補助対象でしたが、令和3年度は、**卒業後の経過年数を問わず、介護職員として通算6か月以上勤務した経験がない職員も対象**となります。

令和3年度	令和2年度				
<p>①令和3年1月2日から令和4年1月1日までに補助対象事業者<sup>※</sup>に常勤の介護職員（有期雇用を除く）として採用されること。</p> <p>②①の採用日までに、<b>学校等を卒業していること。</b></p> <p>③介護福祉士となる資格を有していないこと。</p> <p>④奨学金を返済していること。</p> <p>⑤補助対象事業所に在籍していること。</p> <p><b>⑥以下のア又はイのいずれかに該当すること。</b></p>	<p>①令和2年4月1日現在、<b>学校等を卒業してから5年を経過していないこと。</b></p> <p>②令和2年1月2日から令和3年1月1日までに補助対象事業者<sup>※</sup>に常勤の介護職員（有期雇用を除く）として採用されること。</p> <p>③介護福祉士となる資格を有していないこと。</p> <p>④奨学金を返済していること。</p> <p>⑤補助対象事業所に在籍していること。</p>				
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>【ア】 介護業務未経験者等</b></td> <td>補助対象事業者<sup>※</sup>に採用される日以前に、<b>介護職員として、通算6か月以上勤務した経験がないこと。</b> (学生時代のアルバイト経験等を除く。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">要件新設</td> <td></td> </tr> </table>	<b>【ア】 介護業務未経験者等</b>	補助対象事業者 <sup>※</sup> に採用される日以前に、 <b>介護職員として、通算6か月以上勤務した経験がないこと。</b> (学生時代のアルバイト経験等を除く。)	要件新設		<p><b>変更</b></p>
<b>【ア】 介護業務未経験者等</b>	補助対象事業者 <sup>※</sup> に採用される日以前に、 <b>介護職員として、通算6か月以上勤務した経験がないこと。</b> (学生時代のアルバイト経験等を除く。)				
要件新設					
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;"><b>【イ】 新卒者等</b></td> <td>令和3年4月1日現在、学校等を卒業してから5年間を経過していないこと。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年度限り</td> <td></td> </tr> </table>	<b>【イ】 新卒者等</b>	令和3年4月1日現在、学校等を卒業してから5年間を経過していないこと。	令和3年度限り		
<b>【イ】 新卒者等</b>	令和3年4月1日現在、学校等を卒業してから5年間を経過していないこと。				
令和3年度限り					

令和3年4月1日現在、学校等を卒業してから**5年間以上経過した方も、新たに本事業の対象となります。**但し、**介護業務未経験者に限ります。**  
なお、その他の対象者要件を満たしている必要があります。

対象者要件「申請年度の4月1日現在、学校等を卒業してから5年間を経過していないこと」(=**要件イ**)は、**令和3年度限りの要件**となります。  
令和4年度以降の新規申請者は、**介護業務未経験者(=要件ア)のみが対象**となりますので、ご注意ください。

2 高校の奨学金も新たに対象になりました

令和3年度からは、**高校時代に貸与された奨学金が、対象に追加**されました。  
対象職員が修了又は卒業した、以下の学校等（※）から貸与した奨学金が対象となります。

・大学院    ・大学    ・短期大学    ・高等専門学校    ・専修学校    ・**高等学校**

※ 学校教育法に定めがあるものに限ります。

### 3 書類作成の回数が減りました

令和3年度からは、事業計画書の提出・内示手続きを廃止します。  
これにより、申請書類をご提出いただくのは、**交付申請**からとなります。



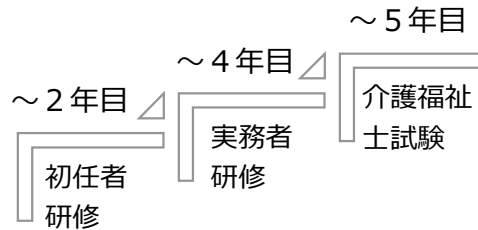
### 4 【注意】資格取得の期限が変わりました（令和2年度の特例対応は終了しました）

令和3年度以降の新規対象者



※令和3年度以降に新たに対象となった職員については、上記の期限までに資格取得すれば、最大5年間補助を受け続けることができます。

【参考】令和2年度までの特例対応  
(新型コロナ特例)



※令和2年度までに対象となった職員については、引き続き上記の期限までに資格取得が必要です。